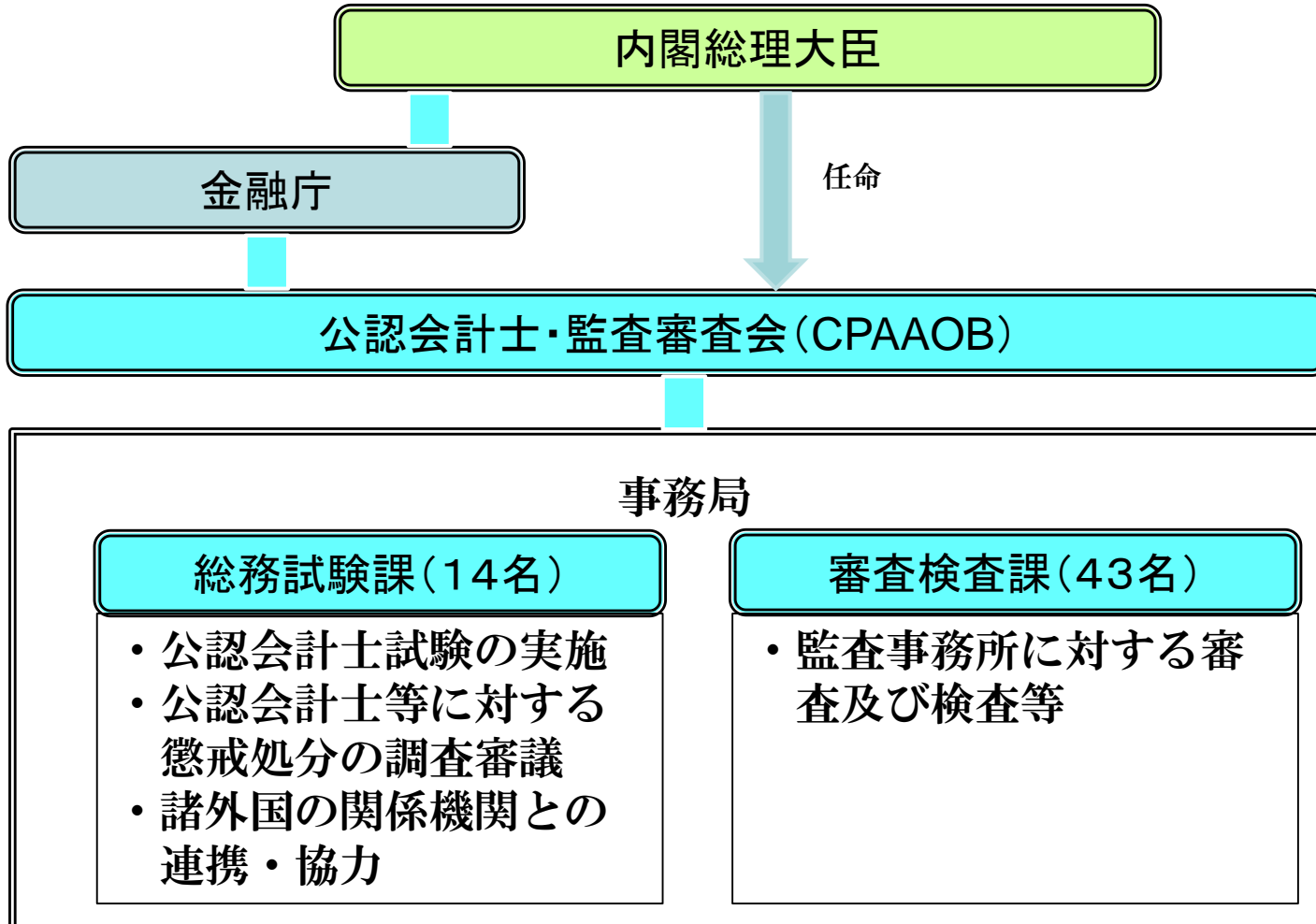


# 公認会計士制度

金沢大学  
令和3年7月15日

公認会計士・監査審査会  
常勤委員  
松井 隆幸

# 公認会計士・監査審査会とは



上記人員数は、平成31年度定員ベース

審査会パンフレット『公認会計士・監査審査会 令和元年度版』、2頁。一部修正。

# 構成

---

## はじめに～公認会計士の使命と業務

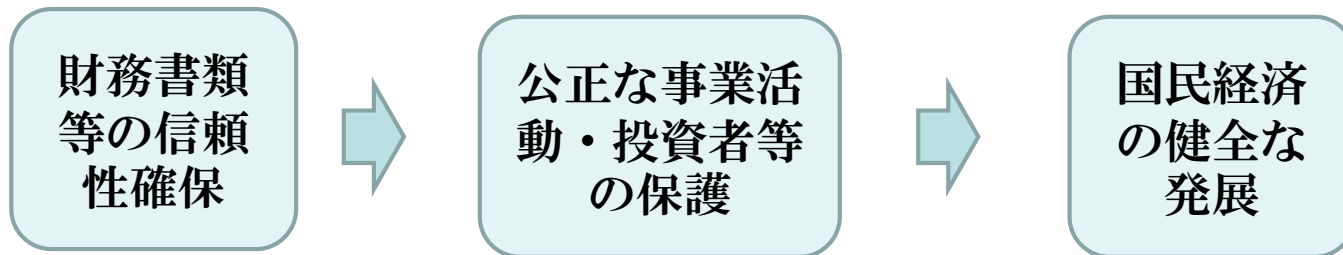
- I. ディスクロージャー制度における監査の意義
- II. 監査人の要件
- III. 公認会計士試験制度
- IV. 監査法人の役割
- V. 公認会計士の活躍領域

おわりに

# はじめに～公認会計士の使命と業務

- 公認会計士の使命（公認会計士法第1条）

「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。」

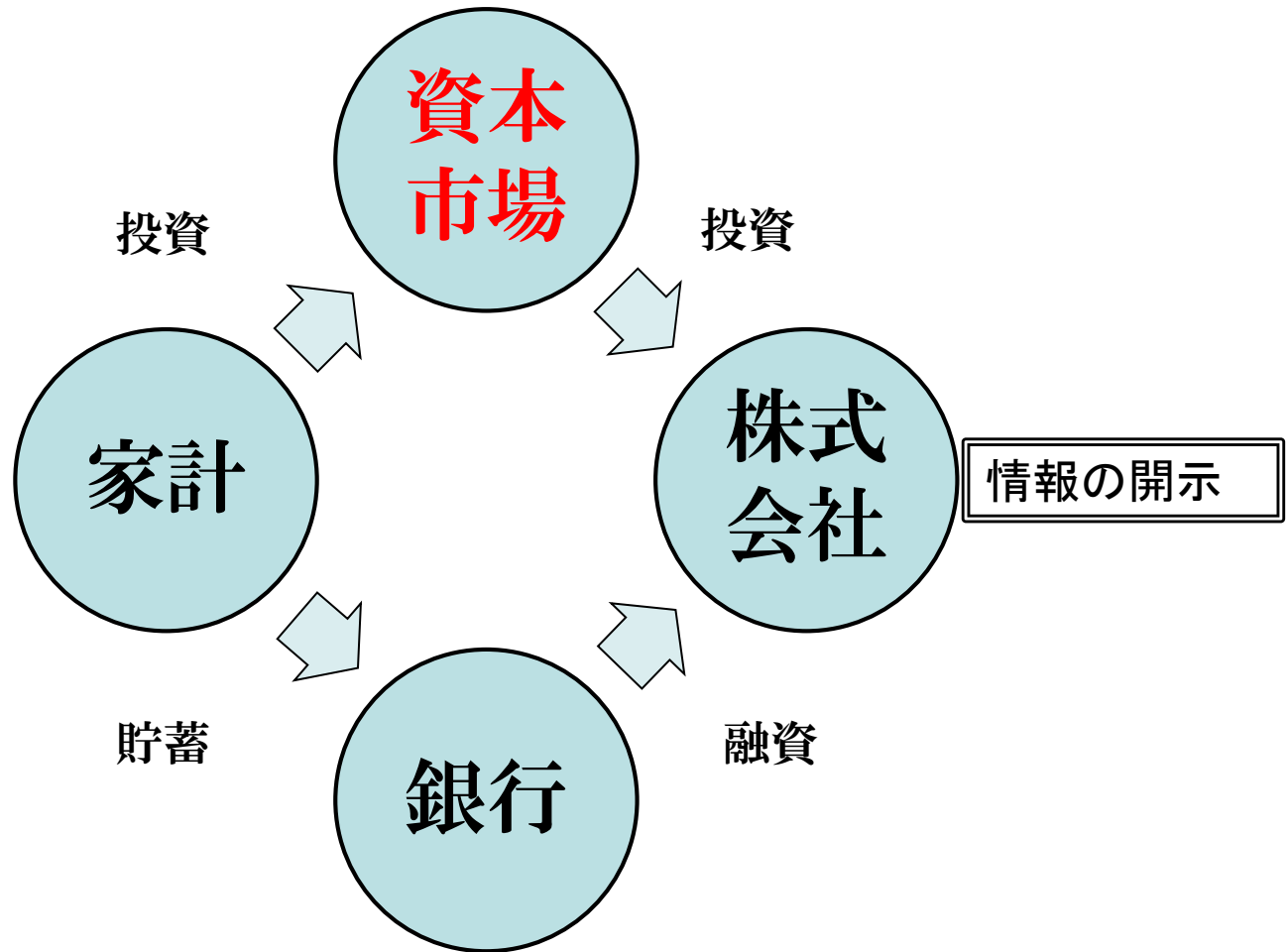


# はじめに～公認会計士の使命と業務

- 使命を達成するため、公認会計士は「他人の求めに応じ報酬を得て、**財務書類の監査**又は証明をする」（公認会計士法第2条1項）ことを業務としています。
- 加えて、公認会計士の名称を用いて「他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の調整をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずる」（公認会計士法第2条2項）業務をすることもできます。

## I

# ディスクロージャー制度における監査の意義



# I ディスクロージャー制度における監査の意義

- 株式会社は、設備投資等に必要な資金を調達するため、株式や社債を発行し、投資者に売却します。
  - － 銀行等から融資を受け、資金調達する場合もあります。
- 投資者は、購入後、必要に応じて、株式や債券を自由に売買できれば、購入は容易になります。したがって、株式会社の資金調達も容易になります。
- 株式会社が株式等を発行・売却して資金調達し、また投資者等が株式等を売買する《場》が資本市場です。

# I ディスクロージャー制度における監査の意義

- 資本市場に参加する投資者は、自分が提供した資金をできるだけ効率的に活用して利益を生み出す株式会社に投資したいと思うでしょう。
- 投資者は、その判断をするため、株式会社に**関する情報を必要**とします。
  - － 例えば、株式会社がどの程度効率的に資金を活用したかは、財務情報に基づいて自己資本利益率を計算し、推測することができます。



# I ディスクロージャー制度における監査の意義

---

- 自己資本利益率 = 当期純利益 / 自己資本  
= (当期純利益 / 売上高) ×  
(売上高 / 総資産) ×  
(総資産 / 自己資本)
- その結果、効率的な収益力の高い会社が有利に資金調達できるようになることを通し、社会的にも適切な資源配分が実現します。

# I ディスクロージャー制度における監査の意義

- 資本市場が有効に機能し、**適切な資源配分**がなされるためには、投資者に**有用な財務情報**等が提供されるようにする必要があります。
- そこで、株式等の有価証券を取引する資本市場を司る法律である「金融商品取引法」は、企業内容開示制度を定め、財務情報の開示を求めています。
- 有価証券報告書等の開示書類は、**EDINET**（Electronic Disclosure for Investor's Network）で入手できます。

# I ディスクロージャー制度における監査の意義

## 発行市場

- 有価証券届出書
- 目論見書

## 流通市場

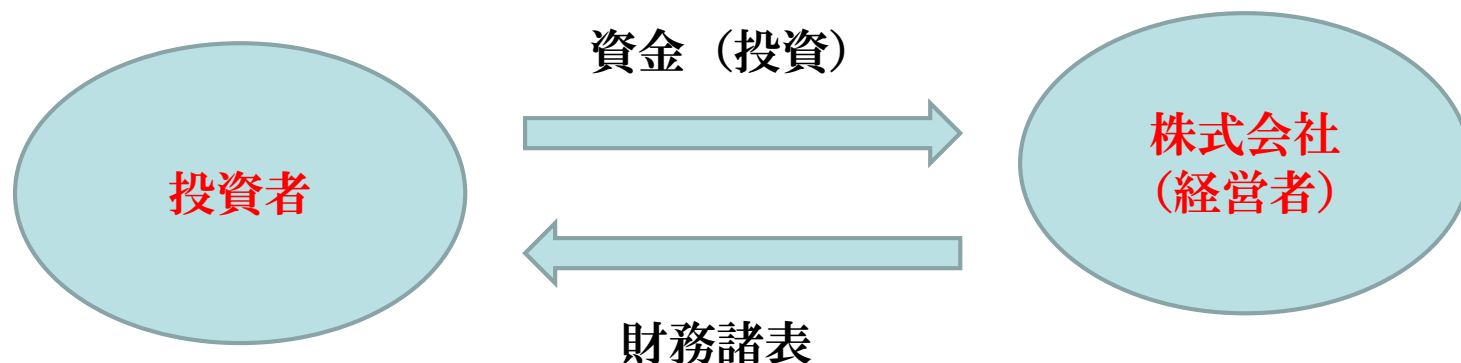
- 有価証券報告書
- 内部統制報告書
- 四半期報告書
- 臨時報告書

## 任意規制

- 決算短信

## I

# ディスクロージャー制度における監査の意義



投資者（株主等）は、財務諸表について、2つの判断をする必要があります。

- ① 情報内容の解釈
- ② 情報の質（信頼性）の評価

# I ディスクロージャー制度における監査の意義

- 財務諸表等の財務情報は、株式会社の経営者が作成します。
- 情報の利用者である投資者は、当該株式会社について、経営者のような詳細な情報は持っていません。また、会計などについての知識も、十分に持っていないことが多いといえます。
- こうした中で、経営者には、場合によっては、都合な情報は隠したい、あるいは状況を実際よりも良く見せたいという誘惑が生じます。

# I ディスクロージャー制度における監査の意義



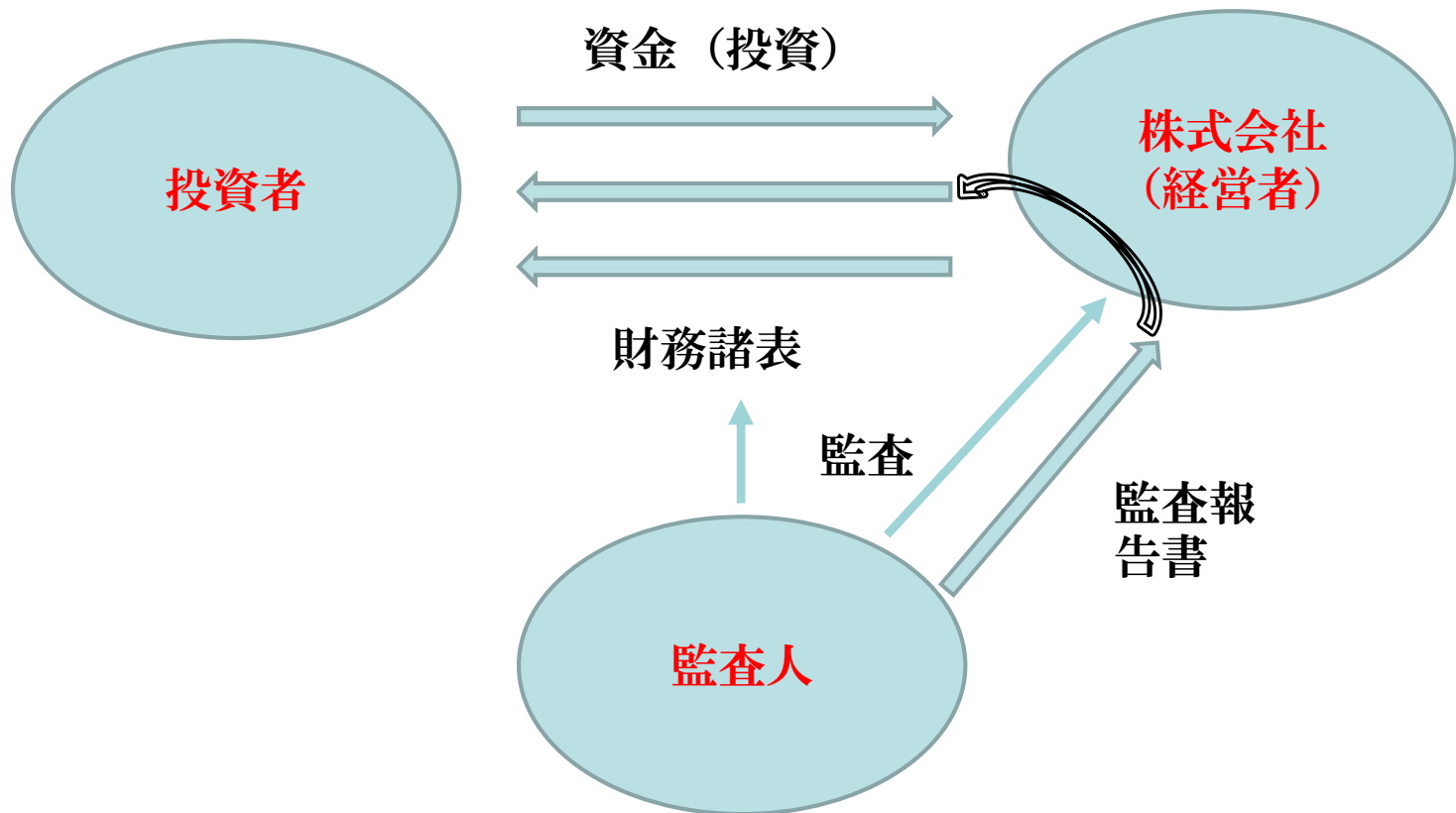
pixta.jp - 54426926



- 会社の業績が悪くなっているのに、良くなっているように見える財務諸表を株主等に示したとしたらどうなるでしょうか？
- その財務諸表を信頼して資金を提供した投資家は、ある日突然実態が判明して、損失を被るかもしれません。

## I

# ディスクロージャー制度における監査の意義



# I ディスクローチャー制度における監査の意義

---

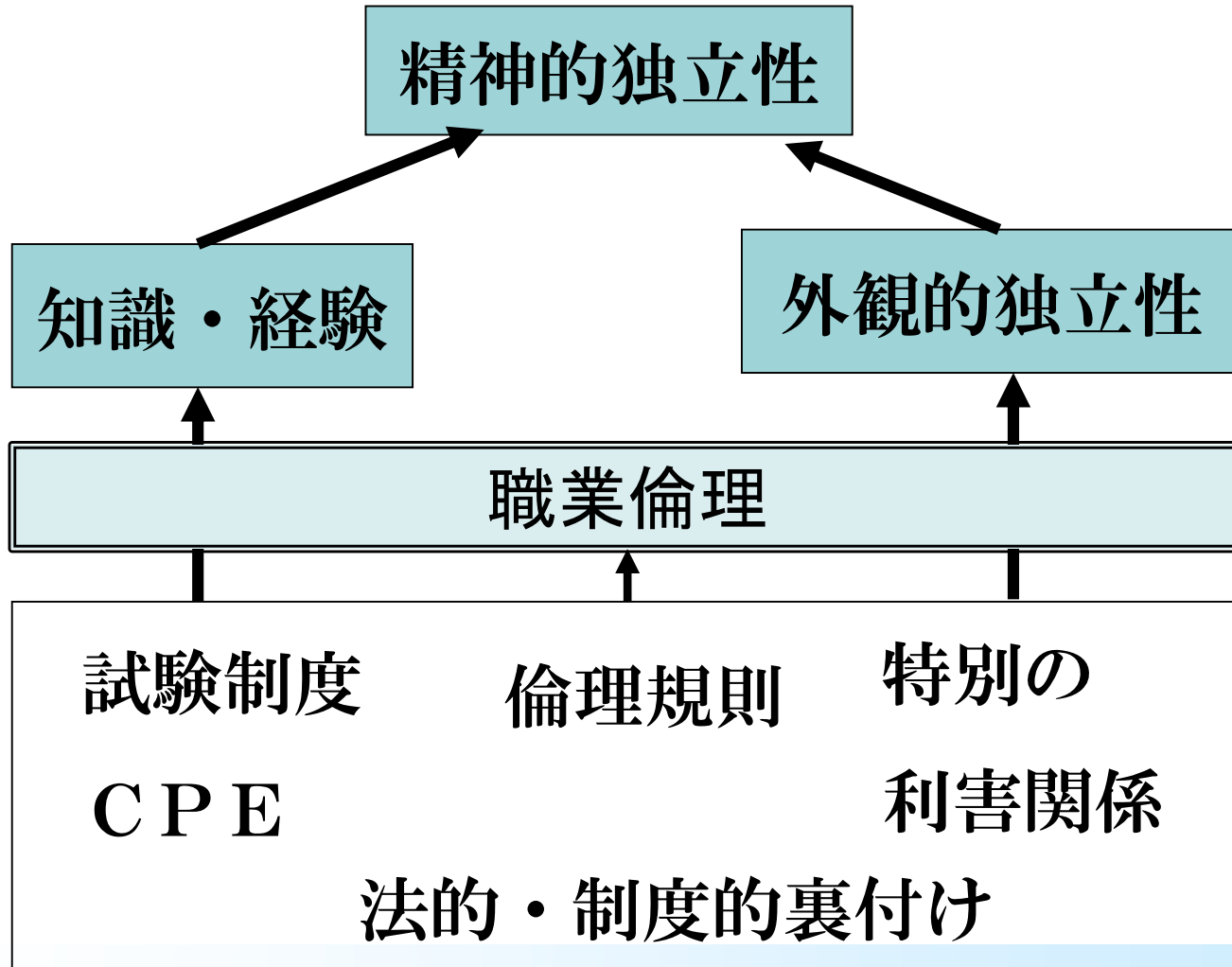
- 情報が信頼できなければ、株式を購入する、すなわち投資をしようという人は、少なくなるでしょう。
- 一方、投資者等自身で情報の信頼性を確かめることは困難です。
- 投資を促進して会社の資金調達を容易にしなければ、経済は発展しません。そのため、情報の信頼性を確保することは必要不可欠です。



# I ディスクロージャー制度における監査の意義

- この問題を解決するには、経営者と投資者等の間に立つ人（監査人）が情報の信頼性を確かめ、投資者に結果を伝えるようにすればよいのです。
- 公認会計士は、監査人として財務諸表の信頼性を確かめることを通して、資本市場の活性化、ひいては国民経済の発展に不可欠な役割を担っているのです。
- 金融商品取引法では、開示される財務諸表について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けるように求めています。（第193条の2第1項）

## Ⅱ 監査人の要件



## Ⅱ 監査人の要件

- 財務諸表監査業務を実施するには、財務諸表の信頼性について、公正不偏の立場から、適切な判断を下すことができません。（精神的独立性）
- 公正不偏の立場を堅持するため、監査の実施者である公認会計士は、職業的専門家として自覚を持って自らを律し、公正かつ誠実に社会的期待に応える行動をとることが求められます。（職業倫理）
- 日本公認会計士協会は、倫理規則を定め、公認会計士にこのような行動をとるように義務付けています。

## Ⅱ 監査人の要件

- 適切な判断を下すことができるために、公認会計士は、会計や監査及び関連する諸領域に関する相当の**専門的知識**と**実務経験**を備えている必要があります。
- そこで、金融商品取引法等では、**公認会計士試験**に合格し、**実務経験・実務補習**を経て修了考査に合格した公認会計士のみに監査業務を認めているのです。

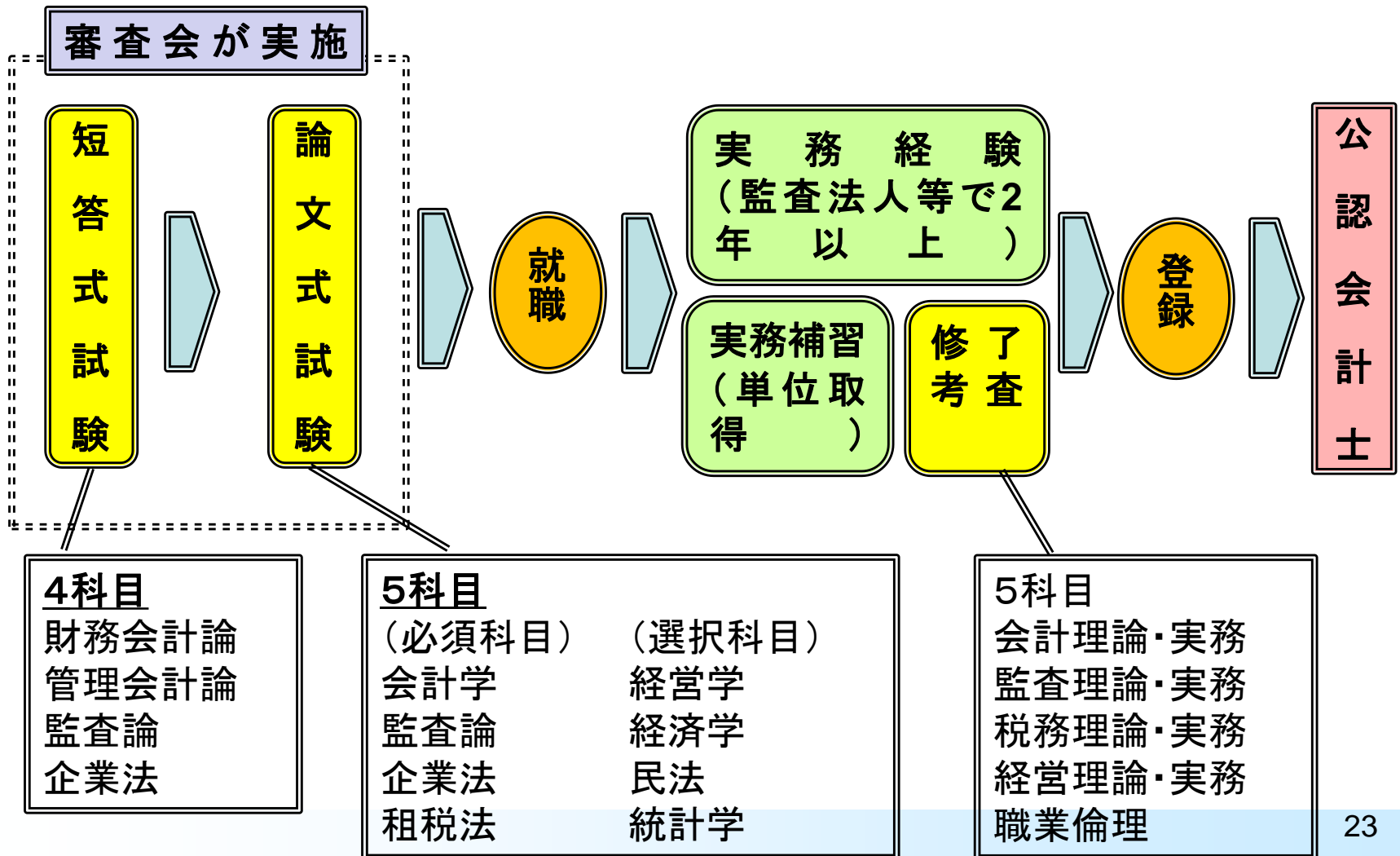
## Ⅱ 監査人の要件

- 加えて、会計や監査を取り巻く環境は、資本市場のグローバル化、株式会社等の大規模化や多角化、技術の進歩等により大きく変化しています。
- 公認会計士は、これらの変化に対応して、専門的知識をアップデートして能力を維持・研鑽し、実務経験を積む必要があります。
- そのため、公認会計士は、継続的に専門研修を受講するように義務付けられています。  
(**継続的専門研修**制度：Continuing Professional Education)。

## Ⅱ 監査人の要件

- 財務諸表監査は、経営者が公表する財務諸表の信頼性を確かめるために行われるのですが、監査報酬は経営者側から支払われる関係にあります。
- 公認会計士は、この関係の中で監査を実施しますから、**公共の利益**の観点から、常に公正不偏な判断を下すことができるように、精神的に独立であることに影響及ぼすような利害関係を持たず、また持っているかのような疑いを招かないことが重要です。（**外観的独立性**）
  - － 金融商品取引法では、監査対象である会社と「**特別の利害関係**のない公認会計士又は監査法人」が監査をするように求めています。

# Ⅲ 公認会計士試験制度



# Ⅲ 公認会計士試験制度

- 公認会計士法第5条は、公認会計士試験の目的と方法について、次のように規定しています。
  - － 「公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とし、短答式及び論文式による筆記の方法により行う。」
- 公認会計士・監査審査会は、公認会計士試験の実施を担う機関です。



# Ⅲ 公認会計士試験制度

- 短答式試験と論文式試験は独立の試験ではなく、役割を分担しつつ、受験者の学識と応用能力を判定します。
- 短答式試験は、受験者が論文式試験を受験するために必要な**専門的知識**を備えているかを判定するための試験です。
- したがって、審査会が公表している「出題範囲の要旨」に沿って、偏りなく基礎力を確かめる問題や基本的な事項の理解を問う問題が出題されます。
  - － 会計専門職大学院を修了した者は、短答式試験のうち、「財務会計論」「管理会計論」「監査論」が免除されます。

# Ⅲ 公認会計士試験制度

- 論文式試験は、受験者が必要な専門的知識を有しているという前提で、受験者の思考力、判断力、**応用能力**、論述力等を評価することに重点をおきます。
- そのため、短答式試験のある科目の「出題範囲の要旨」では、論文式試験の出題範囲を短答式試験よりも絞り込んでいます。
- 会計学、監査論、企業法、租税法及び民法については、法令集を受験時に配布し、試験を実施しています。

# Ⅲ 公認会計士試験制度

## ● 短答式試験

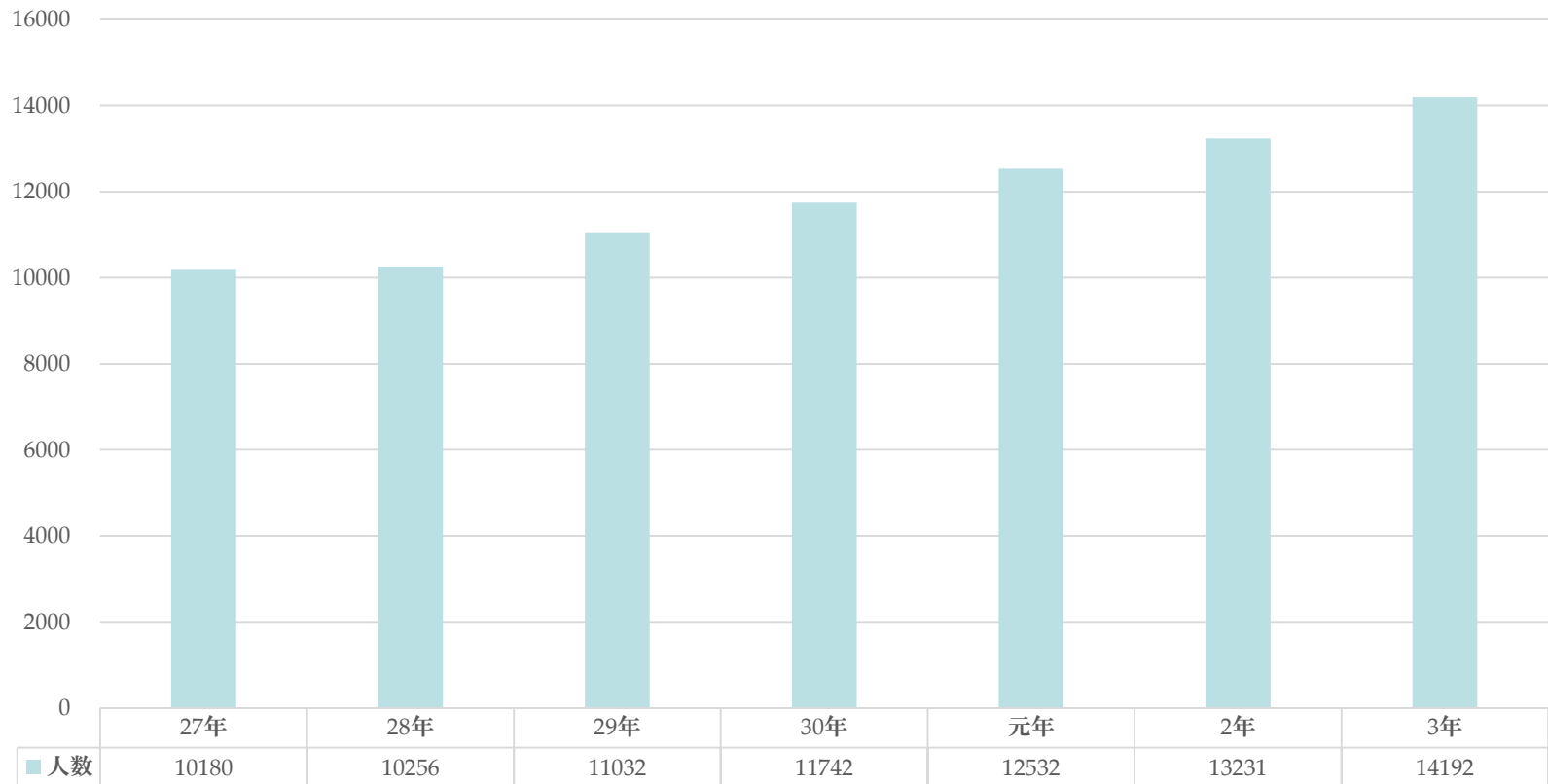
科目	試験時間	問題数	配点
財務会計論	120分	40問以内	200点
管理会計論	60分	20問以内	100点
監査論	60分	20問以内	100点
企業法	60分	20問以内	100点

## ● 論文式試験

科目	試験時間	問題数	配点
会计学	300分	大問五問	300点
監査論	120分	大問二問	100点
企業法	120分	大問二問	100点
租税法	120分	大問二問	100点
選択科目	120分	大問二問	100点

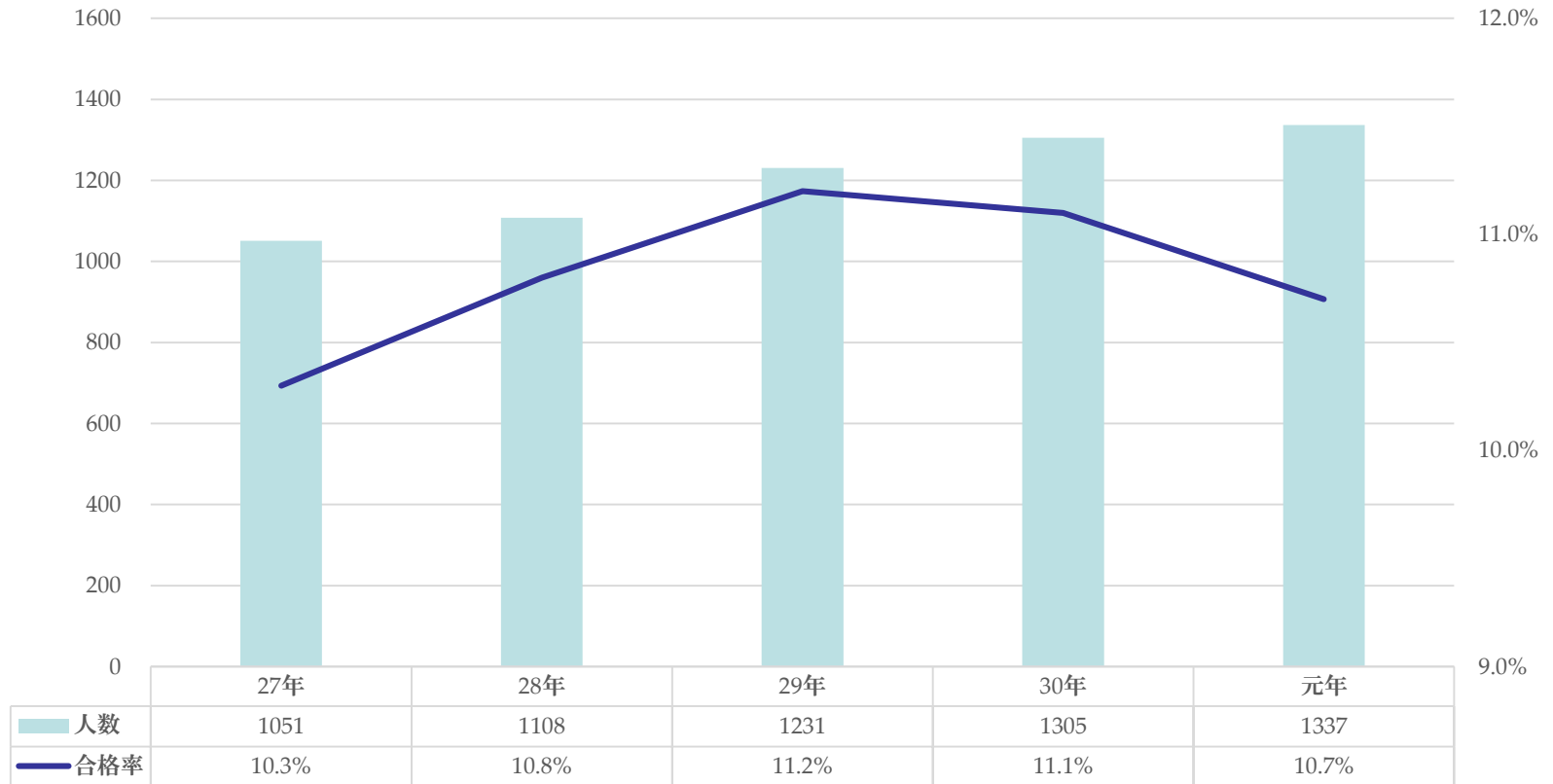
# Ⅲ 公認会計士試験制度

願書提出者数



# Ⅲ 公認会計士試験制度

合格者数・合格率



# Ⅲ 公認会計士試験制度

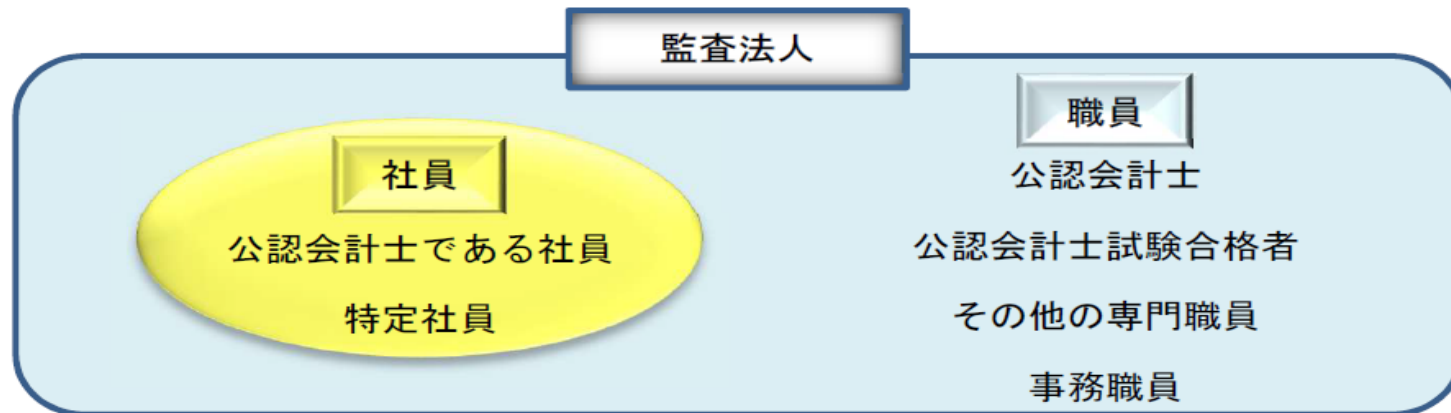
- 最近5年間の状況を見ると、受験者数・合格者数とも、緩やかな右肩上がりです。
- 20歳代前半、大学時代に合格する方が多くなっています。
- 合格者の多くは、監査法人に就職します。
- 監査法人で実務経験を積みながら、実務補習を受け、修了考査の合格を目指すこととなります。
- 最近の試験合格者の就職状況は、いわゆる売り手市場でした。20歳代の合格者は、多くの場合、希望すれば大手監査法人に採用されたと聞いています。

## IV 監査法人の役割

- 監査対象である会社等が大規模化・多角化すると監査人側も組織化する必要があります。そのため、今日、ほとんどの上場会社の監査は、大手監査法人や準大手監査法人によって実施されています。
  - － 監査法人とは、財務書類に関する**監査業務を組織的に行う**ことを目的として、公認会計士が共同して、公認会計士法に基づいて設立した法人です。
  - － 令和2年3月末時点で、246の監査法人があります。

# IV 監査法人の役割

図表 I-2-2 <監査法人の人員構成イメージ>



	大手監査法人	準大手監査法人	中小監査法人
社員数	100人強～約600人	約30人～100人弱	～約50人
常勤職員数	約3,100人～約6,400人	約150人～700人弱	～約80人

(資料) 池田唯一=三井秀範監修 新しい公認会計士・監査法人監査制度—公正な金融・資本市場の確保に向けて—(第一法規、平成21年)55ページの図を参考に、審査会作成

公認会計士・監査審査会『令和2年版 モニタリングレポート』  
令和2年、16頁より抜粋。



# IV 監査法人の役割

図表IV-2-4 <大手監査法人及び準大手監査法人が所属しているグローバルネットワークの一覧>

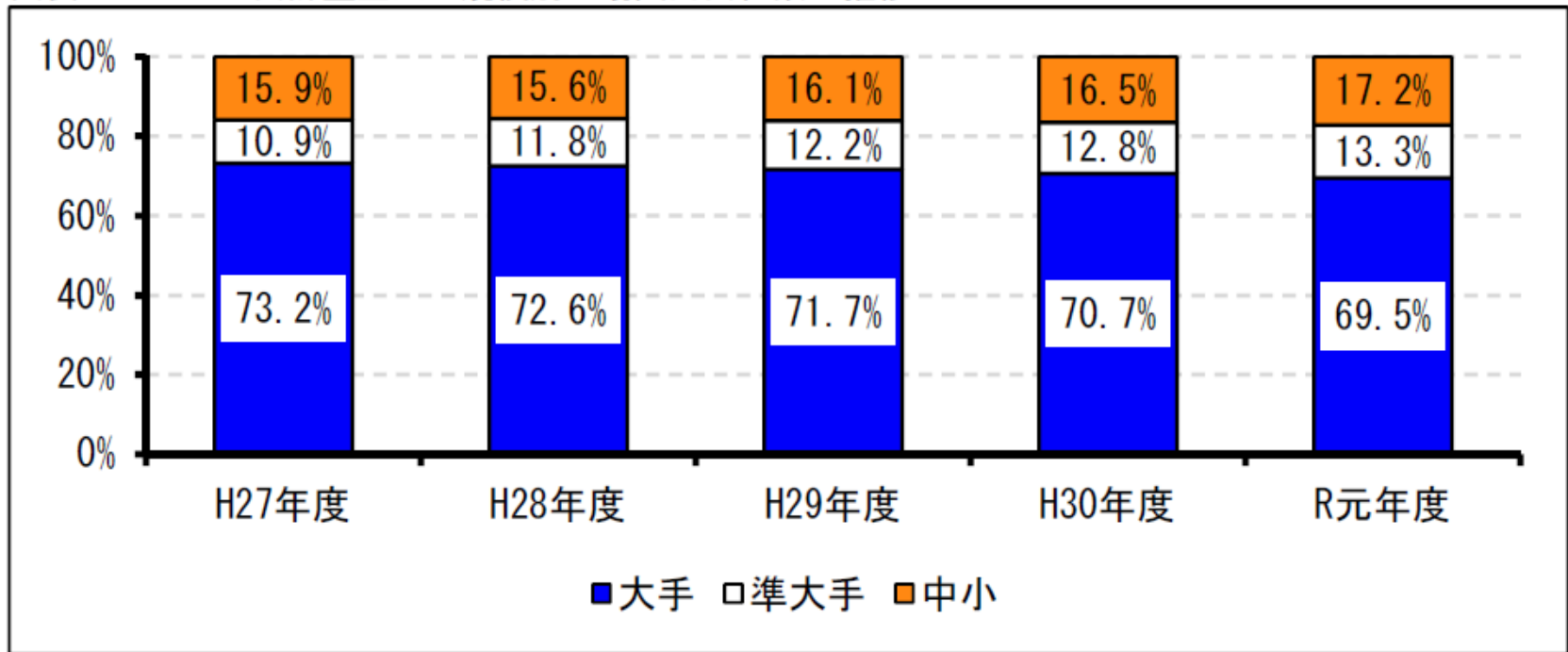
監査法人	グローバルネットワーク
有限責任あずさ監査法人	KPMG International Cooperative (KPMG)
有限責任監査法人トーマツ	Deloitte Touche Tohmatsu Limited (DTT)
EY 新日本有限責任監査法人	Ernst & Young Global Limited (EY)
PwC あらた有限責任監査法人	PricewaterhouseCoopers International Limited (PwC)
仰 星 監 査 法 人	NEXIA International Limited (NEXIA)
三 優 監 査 法 人	BDO International Limited (BDO)
太陽有限責任監査法人	Grant Thornton International Limited (GT)
東 陽 監 査 法 人	Crowe Global
P w C 京 都 監 査 法 人	PricewaterhouseCoopers International Limited (PwC)

(資料) 各監査法人の公表資料に基づき、審査会作成 (令和2年7月1日現在)

公認会計士・監査審査会『令和2年版 モニタリングレポート』  
令和2年、109頁。

# IV 監査法人の役割

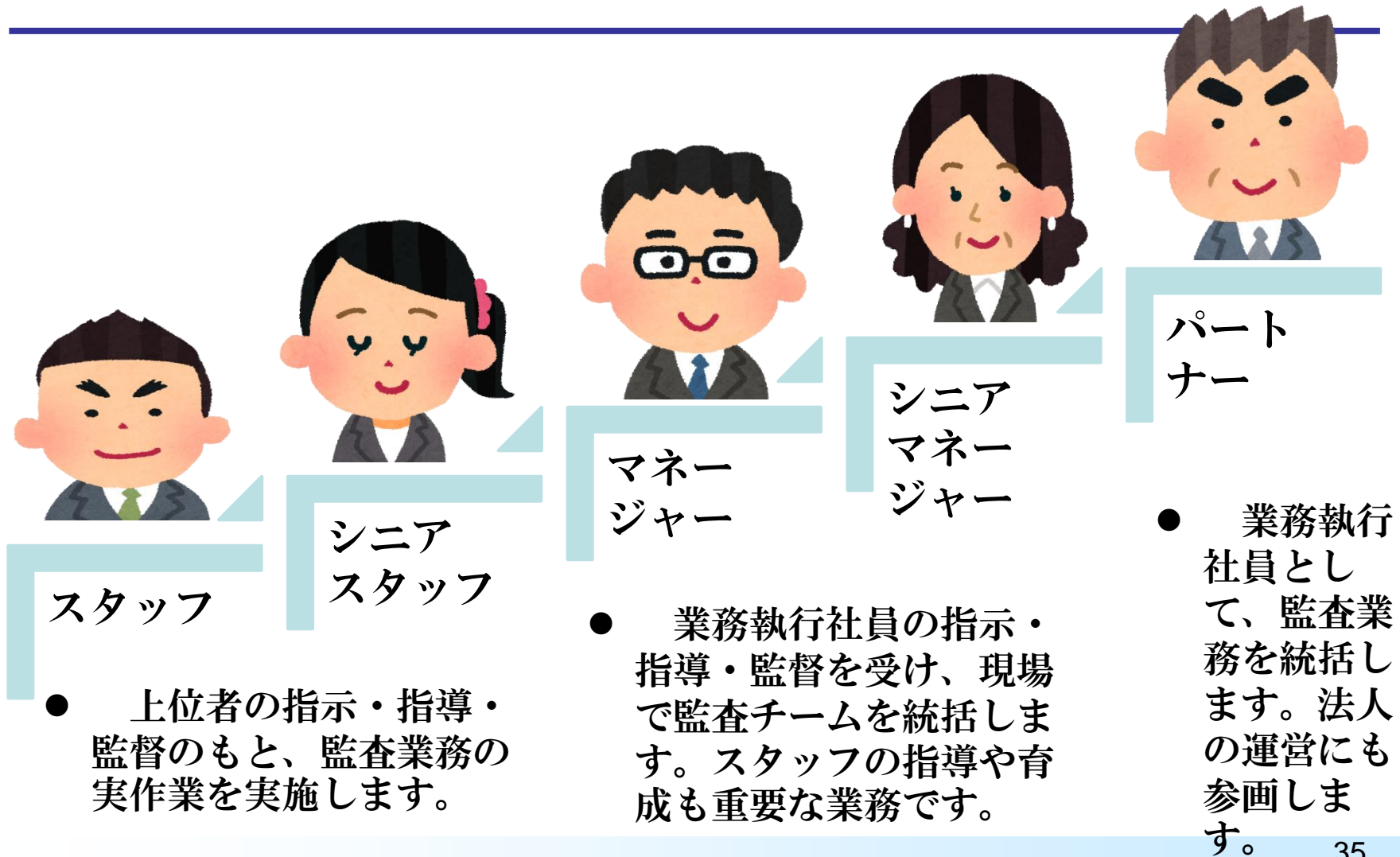
図表 I-3-5 <会計監査人の規模別上場国内会社数の推移>



(資料) QUICK、取引所データより審査会作成

公認会計士・監査審査会『令和2年版 モニタリングレポート』  
令和2年、25頁。

# IV 監査法人の役割



## IV 監査法人の役割

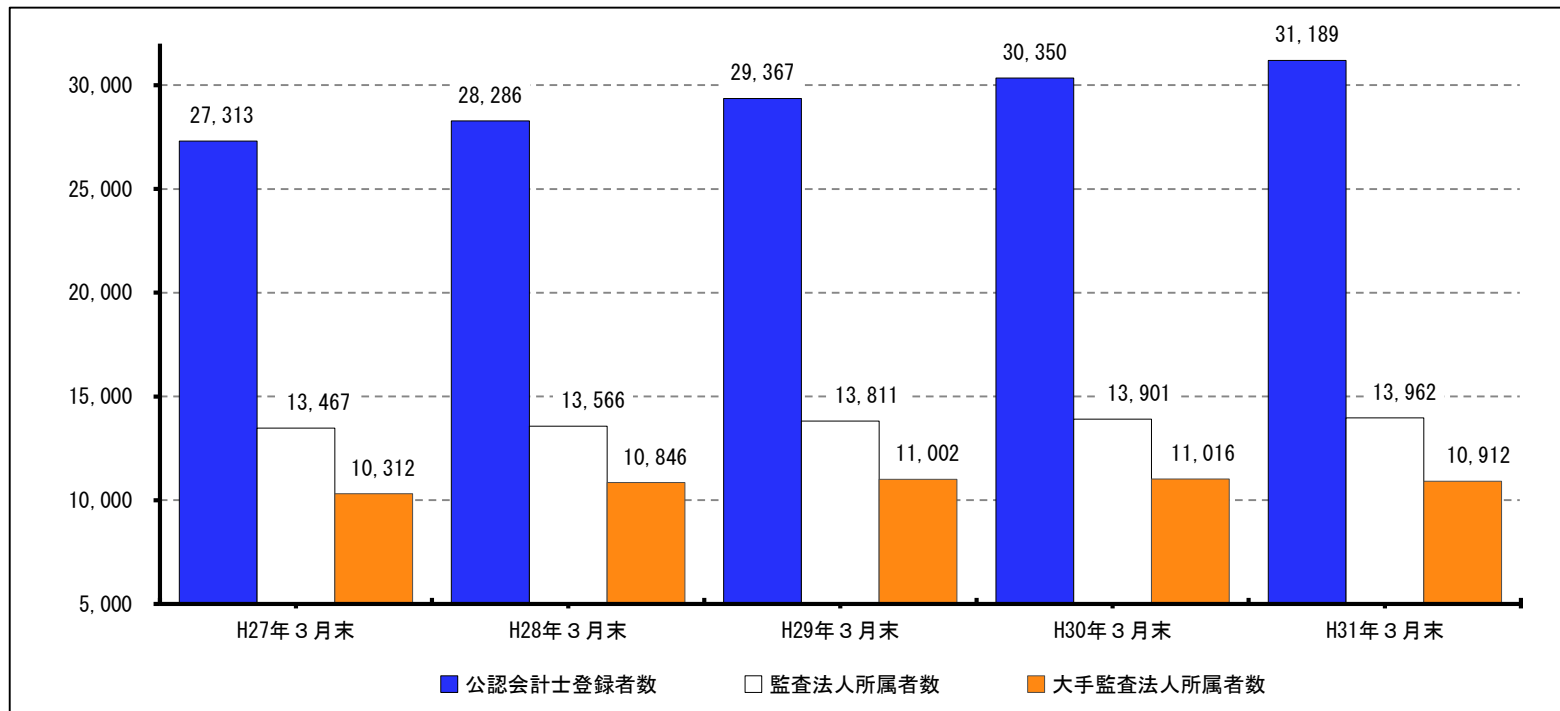
- グローバルに事業を展開する被監査会社を監査するには、監査人もグローバルなネットワークを持つ必要があります。
- 被監査会社の会計システムのIT化に対応するため、また、監査の有効性・効率性の向上を図るため、IT（AI）を活用した監査ツールを開発する必要があります。監査ツールへの投資を効率化するため、グローバルネットワークが開発を担うようになっていきます。
- 大手監査法人や準大手監査法人は、グローバルネットワークに所属し、ネットワークを構成するネットワーク・ファームとなっています。

# V 公認会計士の活躍領域

- 株式会社はもちろん、いかなる組織体においても、信頼しうる財務情報が適時に提供されなければ、経営者も投資者その他の関係者も適切な意思決定を  
経営者も投資者その他の関係者も適切な意思決定を  
行うことはできません。
- 財務情報の作成や監査を担う会計人材は、経済社会のさまざまな分野で必要とされています。
- 経営者も、会計に精通することにより、財務情報を通して組織の状況を把握できるので、会計の知識は必要です。
- 会計・監査の専門的能力や実務経験を有する公認会計士は、**最も必要とされる会計人材**です。それだけに、公認会計士は、社会の中で、いろいろな役割を果たすことが期待されています。

# V 公認会計士の活躍領域

<公認会計士登録者の数の推移（単位：人）>



公認会計士・監査審査会『令和元年版 モニタリングレポート』令和元年、12頁。

# V 公認会計士の活躍領域

監査法人	独立開業	事業会社等 (組織内会計士)	官公庁 (組織内会計士)
監査業務 ※			
新規株式公開 (IPO) 支援			
アドバイザー (IFRS適用、新たな会計基準への対応、M&A支援 等)			
		組織内の決算業務・ 財務管理・内部監査	
			会計検査 税務調査

※監査業務には、金商法、会社法、社会福祉法、農業協同組合法など各法律で公認会計士による監査が義務づけられている法定監査と法律に基づかない任意監査があります。

金融庁・日本公認会計士協会『Playing Field of CPA』令和2年、3頁

# V 公認会計士の活躍領域

- 監査法人の中で

- 監査業務

- 法定監査 = 金融商品取引法に基づく監査や会社法に基づく会計監査人監査のような株式会社に対する監査のほか、学校法人、労働組合、社会福祉法人、医療法人などに対する監査も求められるようになっており、法定監査の範囲は広がっています。
- 任意監査 = システム監査や情報セキュリティ監査なども行っています。

- IPO支援業務

- IPO (Initial Public Offering) = 株式会社が証券取引所に上場して株式を投資者に売り出して資金調達し、また投資者が取引ができるようにすることをいいます。
- 上場するためには、監査法人による監査を受けなければなりません。監査を受けるためには、組織体内部に適切な管理態勢(内部統制)を構築し、運用する必要があります。その際、株式会社は、**監査法人の支援を受けながら**、内部統制の構築・運用を含む、上場に向けての課題を解決していくことが一般的です。



# V 公認会計士の活躍領域

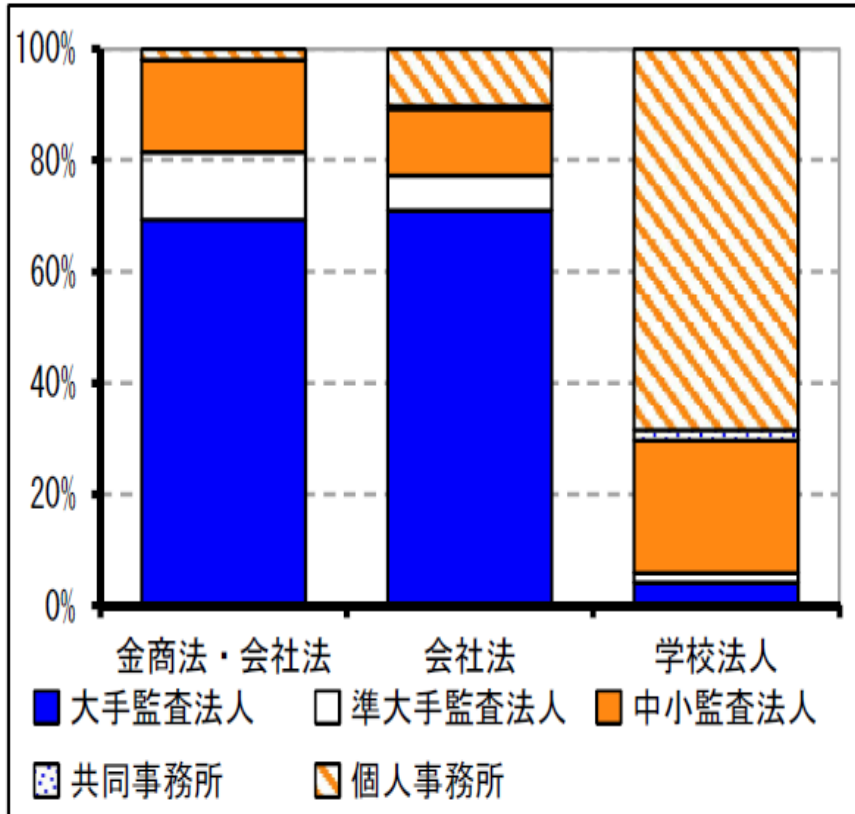
## － アドバイザリー業務

- 会計制度や原価計算制度、財務報告に係る内部統制の整備・運用の立案・指導などの会計関連業務のみならず、直接に会計や監査に関わらない、多様なアドバイザリー業務を行っています。

- 大規模な監査法人では、監査法人を中核としたグループを形成し、グループの中に、税務業務を行う法人やアドバイザリー業務を行う法人を設立しています。
- グローバルなネットワークを活用し、多様な専門家の知見を活かし、会計や監査の領域にとどまらないさまざまなサービスを提供するようになっていきます。

# V 公認会計士の活躍領域

図表 I-3-2 <主な監査証明業務の主体別の実施状況（右表の単位：社）>



監査事務所別	金商法・会社法	会社法	学校法人
監査法人	3,887	5,264	1,599
(内訳)	(大手)	(2,744)	(4,188)
	(準大手)	(479)	(369)
	(中小)	(654)	(707)
共同事務所	7	39	100
個人事務所	78	600	3,695

公認会計士・監査審査会『令和2年版 モニタリングレポート』  
令和2年、23頁。

# V 公認会計士の活躍領域

- 株式会社等の組織の中で
  - － 会計・財務・経営企画等の担当者
  - － CFO（最高財務責任者）
  - － 監査役等、又はそのスタッフ
  - － 内部監査担当者
  - － 内部統制構築・推進担当者
  - － （金融機関等での）融資業務担当者
- 組織の中で、会計や監査の知識を必要とする業務は数多くあります。営利組織だけでなく、非営利組織においても同様です。
  - － 官公庁でも、会計や監査（検査）の担当者として、会計や監査の専門家を必要としています。

# V 公認会計士の活躍領域

---

- 独立した職業人として
  - － 独立開業
    - 公認会計士としてキャリアを積んだ後、自ら事務所を開業し、税務業務、監査業務、会計アドバイザー業務等を提供している人も数多くいます。
  - － 社外役員
    - 上場会社の社外取締役や社外監査役に就任する公認会計士も多くなっています。
  - － 大学等の教員
    - 大学・大学院の教員として活躍する公認会計士も多くなっています。

# おわりに

- 会計人材は、経済社会のさまざまな分野で必要とされています。
- 公認会計士は、会計人材の中でも、高度の専門的知識と実務経験を有する者として認められた存在です。
- **上場会社の監査は、公認会計士のみに認められた重要な社会的役割**です。
- 上場会社に限らず、非営利組織を含む多くの組織体において、公認会計士による監査が求められるようになっていきます。
- 加えて、組織を適切に管理するために、会計や監査の知見を有する会計人材は必要不可欠です。

# おわりに

- 公認会計士＝監査人では**ありません**。  
IVで述べたように、さまざまな領域で活躍し、社会的に重要な役割を担うことができます。
- 公認会計士は、会計や監査の知識や経験という強みを生かして、グローバルにもローカルにも、自身のライフスタイルにも合わせて、さまざまな形で社会に貢献することができるのです。

# おわりに

---

- 以下の審査会に関する資料は、審査会のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/index.html>）からダウンロードできます。
  - 『公認会計士・監査審査会 令和元年度版』
  - 『目指せ、公認会計士！』 令和3年
  - 『令和2年版 モニタリングレポート』 令和2年
- モニタリングレポートは、7月に、令和3年版を公表する予定です。

---

ご清聴  
ありがとうございました

